

諮問庁：金融庁長官

諮問日：令和7年11月5日（令和7年（行情）諮問第1278号）

答申日：令和8年7月8日（令和8年度（行情）答申第330号）

事件名：特定金融機関から届出があった不祥事に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、その余の文書（以下「本件対象文書2」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすること、及び本件対象文書2の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月21日付け金監督第519号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 審査請求人は令和6年11月20日付けで、本件請求文書を開示請求したが、処分庁から原処分を受けた。

イ 処分庁は、その理由を、別表1のとおりとしている。

ウ しかし原処分は、別表1で不開示とした理由について具体的事実関係を主張・立証していない。さらに、法令を遵守しながら公文書を作成しているため、その公文書が国民に対して開示されても不当に混乱を生じるおそれはない。加えて、情報公開制度は行政運営の透明性の向上を目指したものであり、協議等の途中の情報もできるだけ公開して、国民に意見表明の機会を保証することも必要である。

エ 以上の点から、原処分（のうち一部不開示に関する部分）の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

（２）意見書

ア 処分庁の主張に対する意見（総論）

まず、原処分につき、処分庁の理由の説明について意見を述べる。別表１の記載で「不開示」としたところは、概して法の要求する具体的な蓋然性に欠き、理由として十分ではない。

原処分において提示された理由は、法５条各号（１号、２号イ、６号柱書き）、及び８条に規定された要件をほぼそのままに記載しただけであり、具体的に審査請求人の申請がなぜ拒否されたかなど蓋然性に欠き、処分庁の記載から了知することはできない。よって、原処分は理由の提示は不十分であると思慮する。

処分庁は、行政庁の行為規範に則り、法律によって判断を委ねられた裁量で最善を尽くすべきで、単に規定された文を記載する行為をすればよいというものではない。

原処分で、審査請求へ真摯に最善を尽くそうとする態度は理由説明書から伝わらない。以下、各論について意見を述べていく。

イ 処分庁の主張に対する意見（特定金融機関からの受領資料（文書１））

（ア）文書１の法５条１号適用部分については争わない。

（イ）文書１の法５条２号イに対する意見

当該金融機関は、協同組合法による金融事業に関する法律（以下「協金法」という。）１２条１３号の規定に反し、７条の２で届け出るべき内閣総理大臣に対し、虚偽の届けを行った。もって、自ら金融機関や取引先への社会的地位を低下させ正当な利益を害している。

さらに、不祥事件の重大性から鑑み、行政指導の内容が公表されうることはありうる。処分庁が思慮する状況は、すでに当該金融機関が自ら招く事態となっていることから、非開示とされた行政文書が開示され、これまでの経緯が明らかにされることによって問題点の明確化と再発防止、さらに失われた信頼や社会的地位の挽回につながると思慮する。よって不開示部分の開示が相当である。

（ウ）文書１の法５条６号柱書きに対する意見

当該金融機関は、協金法１２条１３号の規定に反して、７条の２で届け出るべき内閣総理大臣に対し虚偽の届けを行った。また、処分庁が主張する「公表を予定されていない」とすることについて、当該金融機関の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるか明らかにされなければならない。つまり、公表を予定しないことを

前提とする担当者の説明がなされた経緯があったとしても、そのことのみをもって根拠とすることはできない。

また、「適性」とは名目的な表現だけではなく実質的なものである必要があり、かつ、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較して推し量らなければならない。これが理由説明書や別表 1 の不開示理由で説明されていない。

さらに、当該金融機関が「消極的な態度をとるおそれ」とあるが、「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められるが、処分庁の不開示理由には、そうした記載が見当たらない。一般的に、法 5 条 6 号柱書きは、行政機関に広範な裁量を与える趣旨では無いことから、相当の蓋然性が認められない限り開示が相当である。

ウ 処分庁の主張に対する意見（当局幹部資料・決裁資料（文書 2））

（ア）文書 2 の法 5 条 1 号適用部分については争わない。

（イ）文書 2 の法 5 条 2 号イに対する意見

上記イ（イ）と同じ。

（ウ）文書 2 の法 5 条 6 号柱書きに対する意見

上記イ（ウ）に、以下を加える。

また、なかには「意思決定に至るまでの監督対応に情報が明らかとなり、」業務に支障を及ぼすなどを理由に不開示とされたが、本来、公文書管理法 4 条では文書は検証できるよう作成するものと定められている。つまり、「意思決定に至るまでの監督対応」を明らかにできないという、処分庁の主張は法の趣旨に矛盾する。よって、不開示部分の開示が相当である。

エ 処分庁の主張に対する意見（当局作成資料（文書 2、文書 4 及び文書 5 を除く。）（文書 3））

（ア）文書 3 の法 5 条 1 号適用部分については争わない。

（イ）文書 3 の法 5 条 2 号イに対する意見

上記イ（イ）と同じ。

（ウ）文書 3 の法 5 条 6 号柱書きに対する意見

上記イ（ウ）と同じ。

オ 処分庁の主張に対する意見（特定財務局及び金融庁とのメール等（文書 4））

（ア）文書 4 の法 5 条 1 号適用部分については争わない。

（イ）文書 4 の法 5 条 2 号イに対する意見

当該金融機関は、協金法 12 条 13 号の規定に反し、7 条の 2 で届け出るべき内閣総理大臣に対し、虚偽の届けを行った。もって、自ら金融機関や取引先への社会的地位を低下させ正当な利益を害し

ている。

そもそも、当該開示請求は行政内の「意思決定」に関わるものの情報を明らかにするよう請求したもので、本来、公文書管理法4条では文書は検証できるよう作成するものと定められている。この決定の過程を明らかにできないという、処分庁の主張は法の趣旨と矛盾する。よって、不開示部分の開示が相当であると思慮する。

(ウ) 文書4の法5条6号柱書きに対する意見

当該金融機関は、協金法12条13号の規定に反して、7条の2で届け出るべき内閣総理大臣に対し虚偽の届けを行った。また、処分庁が主張する「公表を予定されていない」とすることについて、当該金融機関の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるか明らかにされなければならない。つまり、公表を予定しないことを前提とする担当者の説明がなされた経緯があったとしても、そのことのみをもって根拠とすることはできない。

さらに、当該金融機関が「消極的な態度をとるおそれ」とあるが、「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められるが、処分庁の不開示理由には、そうした記載が見当たらない。一般的に、法5条6号柱書きは、行政機関に広範な裁量を与える趣旨では無いことから、相当の蓋然性が認められない限り開示されるべきである。

そもそも、当該開示請求は行政内の「意思決定」に関わるものの情報を明らかにするよう請求したもので、本来、公文書管理法4条では文書は検証できるよう作成するものと定められている。この決定の過程を明らかにできないという、処分庁の主張は法の趣旨と矛盾する。よって、不開示部分の開示が相当であると思慮する。

カ 処分庁の主張に対する意見（応接録（文書5））

(ア) 文書5の法5条1号適用部分については争わない。

(イ) 文書5の法5条2号イに対する意見

上記オ（イ）と同じ。

(ウ) 文書5の法5条6号柱書きに対する意見

上記オ（ウ）と同じ。

キ 処分庁の主張に対する意見（上記（※）以外（本件対象文書2））

本件対象文書2の法5条2号イ、6号柱書き、法8条に対する意見
処分庁が「本件対象文書2の存否の情報を明らかにすると、金融機関における不祥事件の有無を公にすることとなる」とあるが、本件について、不祥事があったことは、すでに当該組合側が明らかにしている。

また、当該金融機関は、協金法12条13号の規定に反して、7条

の2で届け出るべき内閣総理大臣に対し虚偽の届けを行った。自ら金融機関や取引先への社会的地位を低下させ正当な利益を害している。このことから、非開示とされた行政文書が、開示されたところで、法5条2号イには該当しない。さらに、当該金融機関が「消極的な態度をとるおそれ」とあるが、「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められるが、処分庁の開示理由には、そうした記載が見当たらない。一般的に、法5条6号柱書きは、行政機関に広範な裁量を与える趣旨では無いことから、相当の蓋然性が認められない。かつ、本件存否情報は、特定の個人を識別するものでもなく、法5条1号本文前段の個人に関する情報にも当たらない。

よって、存否を明らかにすることで、保護しようとしている利益が損なわれることはなく、法8条による拒否はできないと思慮する。

ク 結論

審査請求人は、上記アからキまで各論について意見を述べた。最後に改めて全体像を示したい。協金法7条の2第1項及び同法施行規則111条1項23号により、金融機関は不祥事等が発生した場合には届け出義務がある。また、同法12条1項13号において、7条の2第1項に係る届出をしない、あるいは虚偽の届け出を行った場合の罰則が規定されている。本件開示請求対象となる情報は不祥事を起こした金融機関であり、届け出は非公表を前提としていたか否かは関係なく義務である。他の金融機関においても不祥事が発生した場合は同様に届け出義務が課されているところであり、公表を前提としないと届け出がされないのではなく、法の規定は非公表を約束しておらず届け出を義務付けている点を踏まえるべきである。また、未届けないし虚偽の届け出があった場合は罰則が科されており、このような事態は極めて例外的かつ極めて悪質な金融機関以外には発生しないものであり、かかる金融機関は公表されるか否かを問わず、適切な届け出自体を怠る金融機関であると考えられる。協金法に基づく金融機関は行政機関から認可を得て設立され、監督等も受けるという関係であり、行政機関は一定の権限を持ってかつ罰則を伴う形で監督等の執行が可能となっている。

以上のことを踏まえると、発生した不祥事に係る情報は金融機関にとっては公になることは望ましくないとしても、開示することによって棄損されるのは保護されるべき競争上の地位や正当な利益ではなく、不祥事により当然に生じる利益の棄損に過ぎない。仮に金融機関の内部管理情報が明らかになったとしても、不祥事が内部管理に係る問題であれば当然に正当な内部管理情報ではなく不正な内部

管理に係るものであり、公になったとしても正当な利益等を損なうものではなく、法5条2号イに該当しない。また、公表を前提にしていなかった情報を公にしたとしても、不祥事等の届け出がされない、虚偽の届け出がされる蓋然性は具体的に存在せず、法5条6号柱書きに該当しない。さらに、諮問庁は不祥事発生とともに行政当局間や内部での協議等について、監督対応における具体的な考え方、判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかになるとするが、監督権限については法的根拠を伴い一定の強制力があることに加え、その行使については説明責任があり、適正な事務事業の遂行に支障を及ぼす法的保護に値する蓋然性があるとは言えず、一定程度権限行使を行う当局として甘受すべき範囲があると考えべきである。したがって、法5条6号柱書きに該当するとは言えない。

このことから、処分庁が行った原処分につき別表1の「不開示とした部分」について、これを維持するとした結論は不当で、改めて、不開示の範囲を細かく限定したうえで、公開することが法の趣旨とも照らし相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、令和6年11月18日付け（同月20日受付）で、特定財務局長に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は法12条1項に基づき、令和6年12月4日付けで処分庁に移送され、法11条に基づき、開示決定等の期限が令和7年2月25日まで延長された。）に関し、処分庁が、令和7年2月21日付け金監督第519号において、法9条1項に基づく行政文書開示決定処分（原処分）をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったものであるが、以下のとおり、別表2の「開示相当部分」欄に掲げる各部分については開示することが相当であるが、その余の部分はこれを維持すべきものと思料する。

1 本件審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書（本件請求文書）は、別紙の1のとおりである。

2 原処分について

（1）原処分の概要

処分庁は、本件請求文書のうち、一部（本件対象文書1）を部分開示するとともに、その余（本件対象文書2）を存否応答拒否を理由に不開示とする旨の決定をした。

（2）本件審査請求に係る不開示理由について

原処分は、本件対象文書1のうち、法5条1号、同条2号イ及び同条6号柱書きを根拠として、行政文書開示決定通知書別紙の「不開示とし

た部分」記載の部分につき、不開示とし、また本件対象文書2についてその存否を明らかにせず不開示とした。具体的な不開示の根拠・理由は、別表1の「根拠条項」、「不開示とした理由」の各欄に記載のとおりである。

3 審査請求人の主張について

(1) 本件審査請求の趣旨

上記第2の1のとおり。

(2) 本件審査請求の理由

上記第2の2のとおり。

4 原処分 of 妥当性について

(1) 不祥事件に対する監督上の対応について

一般論として、中小・地域金融機関において不祥事件が発覚した場合は、管轄する財務局等へ第一報を行うとともに、同機関がその発生を知った日から30日以内に不祥事件等届出書を提出することとなる。上記第一報や不祥事件等届出書の提出を受けた場合、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施する等して監督上の措置を行うこととなり、その際の着眼点や監督手法については同指針により定められているものの、特定事案への個別具体的な監督対応については基本的に公表しておらず、また実際に提出を受けた不祥事件等届出書も公にされることが予定されていない。ただし、不祥事件につき届出を行った中小・地域金融機関において、当該事件に関する事実をホームページで公表する等の事情がある場合には、当該事実に関する開示請求を受けた際、当該機関が公表した情報に限り、開示することもある。

(2) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、特定年月以降に特定金融機関から届出があった不祥事に関する文書の全て及び、不祥事に関する事務所と特定金融機関等のやりとりを記録した対応記録やメールの一切であって、概ね、文書1ないし文書5により構成されている。

以下、原処分において不開示とした部分に係る不開示事由該当性について、文書1ないし文書5ごとに検討する。なお、特定金融機関においては、原処分を行った令和7年2月21日より前の特定年月日に、特定金融機関のホームページにおいて不祥事件につき公表を行っている。その公表内容は、文書3の5、6枚目記載のとおりである（第3において、この不祥事件につき、以下「本件不祥事件」といい、この公表につき、以下「本件公表」という。）。

(3) 不開示事由該当性について

ア 別表1の不開示部分のうち、別表2の「開示相当部分」欄に記載されている部分を除く部分について

いずれも、別表１の「不開示とした理由」欄のそれぞれ記載のある情報が記載されており、それらの情報はいずれも同表の「根拠条項」欄にそれぞれ記載のある条項に該当する。

なお、文書２の１枚目の①、同４枚目の①及び同８枚目の①における別表１の「不開示とした理由」欄の記載において、非公表の情報として「幹部の職位」とあるのは、「特定の職位の幹部への本件不祥事件に関する説明等の対応やその状況」という趣旨であるので、この点補足する。

イ 別表２の「開示相当部分」欄及び「開示相当とした理由」欄に記載のある不開示部分について

当該部分は、別表２の「開示相当部分」欄にそれぞれ記載されている各部分について、同表の「開示相当とした理由」欄にそれぞれ記載のとおり理由から、開示するのが相当である。

（４）存否応答拒否の妥当性について

また、本件では一部（本件対象文書２）につきその存否を明らかにせずに不開示としているため、その妥当性につき検討する。

特定金融機関に係る本件不祥事件以外の不祥事件に関する文書の存否を回答した場合、特定金融機関における本件不祥事件以外の不祥事件発生の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

本件存否情報は公表されていないところ、これが明らかになれば、顧客等の不安をいたずらに呼び起こし、特定の金融機関について、当該金融機関の事務処理態勢一般に問題があるのではないか、金融庁の所管法令との関係で更なる問題があるのではないか、同様の不祥事件が今後も起きるのではないかなどの誤った憶測を招くことが予想され、当該金融機関に係る風評被害のリスクを生じさせ、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

また、中小・地域金融機関は、不祥事件が発生した場合に不祥事件届出書を提出すべき義務を負うが、上記（１）で述べたとおり、不祥事件届出書自体は公表が予定されていないものであり、これを公にすると、今後は不祥事件届出書が公にされることを憂慮して、不祥事件の発生を隠蔽したり、当該届出書に本来記載すべき内容を正確に記載しない、あるいは虚偽の内容を含めてしまう等、当該届出者をはじめとする金融機関の対応等が消極的・非自発的になるなどして、当局における監督上必要となる情報を取得することが困難になるなど、当局の監督業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることが認められる。

したがって、特定金融機関に係る本件不祥事件以外の不祥事件の存否を明らかにすることは、法５条２号イ及び同条６号柱書きの不開示情報を開示することと同様の効果を生ぜしめることになるから、本件開示請

求の一部につき法 8 条の規定によりその存否を明らかにしないで不開示とした部分において、原処分は妥当である。

5 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、上記 3 のとおり、協議等の途中の情報もできるだけ公開すべきなどと述べるが、別表 2 の「開示相当部分」欄記載の部分以外の各不開示部分がそれぞれ不開示事由に該当することは、上記 4（3）アに述べたとおりであり、審査請求人の主張はいずれも、各不開示事由該当性の判断につき具体的に指摘し、その判断に影響を及ぼすものとはいえないから、その結論を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、原処分につき、別表 2 の「開示相当部分」欄に記載した箇所は開示することが相当であるが、その余については、これを維持するのが相当であると思料する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 1 1 月 5 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 2 0 日 審議
- ④ 同年 1 2 月 1 2 日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和 8 年 6 月 1 1 日 本件対象文書 1 の見分及び審議
- ⑥ 同年 7 月 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定年月以降に特定金融機関において発生した不祥事件（平成 2 0 年 7 月頃に、当時の代表理事らが協議の上、当時の大口融資先であった企業に対し、当時の経営陣の家族等の個人名義で融資（迂回融資）を行った事件、平成 2 6 年頃に、当時の職員が横領を行ったが、これを当時の経営陣が隠蔽していた事件が、長期間にわたり隠蔽されていたこと、及び平成 2 1 年 6 月頃に、当時の支店職員が金庫内にあった現金を着服した後、数時間で返却する事件があったが、同支店の支店長が本部に対して報告をしなかったこと。以下、一括して「本件不祥事件」という。）及びその他の不祥事件について、その関係文書の開示を求める請求である。処分庁は、本件対象文書 1 を特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とし、その余の請求文書（本件対象文書 2。別表 1 の番号 5 2。）につき、その存否を答えるだけで同条 2 号イ及び 6 号柱書きの不開示情報を開示することとなるとして、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書1の不開示部分のうち、法5条1号に該当するとして不開示とされた部分を除く部分（別表1の番号1ないし番号51のうち、番号3、番号18、番号22及び番号26を除く部分。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求め、本件対象文書2の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきとしているところ、諮問庁は、本件対象文書1につき、本件不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を開示することとし、その余（以下「本件不開示維持部分」という。）は不開示を維持し、本件対象文書2につき原処分を維持するのが相当であるとしている。そこで、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）文書1について（別表1の番号1について）

文書1は、本件不祥事件について、特定金融機関が金融庁等の関係行政機関（金融当局）に対して提出した複数の文書である。

別表1の番号1の不開示部分には、本件不祥事件に関し、特定金融機関の金融当局に対する報告や対応についての内部情報が記載されており、これは公表されることが前提とされていないものであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、これらのような情報について、これを公表することを望まない金融機関に対し、その意思に反して公表されることがあるとの印象を与え、金融当局に対する情報提供を萎縮させ、金融当局との信頼関係が毀損され、その結果、金融当局の監督に必要な正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

（2）文書2について（別表1の番号2、番号4ないし番号17、番号19及び番号20について）

文書2は、本件不祥事件に関する金融当局の内部資料である。以下、処分庁において不開示とされた理由ごとに不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条2号イ該当性について

別表1の番号16の不開示部分には、特定金融機関が、金融当局に対し、本件不祥事件についての「不祥事件等届出書」を提出した日付が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、本件不祥事件の金融当局への届出の時期が明らかになり、その発覚の端緒からの期間のみが明らかになることによって、特定金融機関の対応の時期についての当を得

ない批判が生じかねず、これによって、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性について

別表1の番号2、番号7、番号9、番号12、番号15及び番号17の不開示部分には、金融当局が本件不祥事件に関して、その内部での報告・相談に供するために作成した文書について、その日付、報告・相談の相手方である幹部の姓及び役職、文書の作成日及び決裁日並びに金融当局が特定金融機関から提出された文書を収受した日及び収受番号が記載されていると認められる。

また、番号11、番号14及び番号20の不開示部分には、本件不祥事件に関し、金融当局内部で決裁に供された特定金融機関に対する具体的対応が記載されていると認められる。

(ア) 番号2、番号7、番号9、番号12、番号15及び番号17の不開示部分について

当該部分が記載されている各文書の表題が開示されていることから、当該部分を公にすると、本件不祥事件に関する金融当局内部の具体的な監督手続やその処理期間等の内部情報が推知されかねず、これによって、今後の類似事案の監督において、正確な事実の把握が困難になるなどして、監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

(イ) 番号11、番号14及び番号20の不開示部分について

当該部分を公にすると、金融当局が金融機関の監督において着目する着眼点や手順を具体的に推知・分析することが可能となり、金融機関において、本件不祥事件と同様の問題が生じた場合、その発覚を不正に免れるための措置を講じることが可能になりかねず、違法又は不当な行為の発見が困難になるなど、監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 法5条1号及び2号イ該当性について

別表1の番号5の不開示部分には、本件不祥事件の事故者（本件不祥事件における行為者）の姓及び役職等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イな

いしハに該当する事情も認められない。また、上記不開示部分は、個人識別部分に該当するから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

エ 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

別表1の番号4及び番号19の不開示部分には、本件不祥事件の発覚の端緒及び概要の各一部、発生要因分析等の金融当局において公にしている情報が記載されていること、番号6、番号8、番号10及び番号13の不開示部分には、本件不祥事件についての金融当局の特定金融機関に対する各種対応の概要と手順の予定が記載されていることが認められる。

本件不祥事件の発覚の端緒、概要等の金融当局において公にしている情報は、これを公表すべき法令上の根拠はなく、これを公にすれば、金融当局が金融機関からの信頼を失い、今後、類似事案が発生した場合に機微な情報が提供されなくなるなどして、監督に必要な正確な事実の把握が困難になるおそれがある。

本件不祥事件に関する対応の概要と手順の予定は、これが公となれば、金融当局の監督における具体的な手法や公表に関する考え方を推察されるおそれがあり、これによって、適切な監督や公表を免れるために事実が隠蔽されるなどして、監督に必要な情報の収集が困難になるおそれがある。

したがって、上記の各不開示部分は、いずれも法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(3) 文書3について（別表1の番号21、番号23ないし番号25及び番号27ないし番号30について）

文書3は、本件不祥事件について金融当局内で授受された文書である。以下、処分庁において不開示とされた理由ごとに不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条2号イ該当性について

別表1の番号21の不開示部分には、特定金融機関が金融当局に本件不祥事件についての情報を第一報として報告した日時及び報告者の姓・役職が記載されていることが認められる。

当該部分は、本件不祥事件について、特定金融機関のどの役職の職員がいつ金融当局に第一報としての報告をしたかが明らかになると、上記(2)アと同様のおそれがあると認められるから、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性について

別表1の番号24の不開示部分には、金融当局の担当者の内線番号が記載され、番号27、番号28及び番号30の不開示部分には、本件不祥事件の公表前において、金融当局が把握していた本件不祥事件の内容、本件不祥事件についての金融当局の特定金融機関に対する対応の具体的内容やスケジュールが記載されていることが認められる。

金融当局の担当者の内線番号については、これを明らかにすると、いたずらや偽計等に利用され、金融当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

その余の不開示部分については、上記(2)エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 法5条2号イ及び6号該当性について

別表1の番号23、番号25及び番号29の不開示部分には、本件不祥事件について、特定金融機関が金融当局に対して報告した具体的状況等が記載されていると認められる。

当該部分は、上記(2)エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(4) 文書4について(別表1の番号31ないし番号34について)

文書4は、金融当局内部でやり取りされた本件不祥事件に関する電子メールである。以下、処分庁において不開示とされた理由ごとに不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条6号柱書き該当性について

別表1の番号32及び番号33の不開示部分には、上記電子メールに関する担当職員の内線番号、メールアドレス及び上記電子メールの送信日時が記載されていることが認められる。上記の担当職員の内線番号及びメールアドレスについては、上記(3)イの番号24と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当する。また、電子メールの送信日時については、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当する。

したがって、当該部分を不開示とすることは妥当である。

イ 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

別表1の番号31及び番号34の不開示部分には、金融当局の内部でやり取りされた電子メールに記載された特定金融機関の具体的状況が記載されていることが認められる。これらは、必ずしも公表されていないものであって、公表すべき法令上の根拠もなく、これら

を公にすれば、金融当局が金融機関の信頼を失い、金融機関から機微な情報を受けることができなくなり、類似の事案における正確な事実の把握が困難になるおそれがあるなど、金融機関の監督に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(5) 文書5について（別表1の番号35ないし番号51について）

文書5は、本件不祥事件について、金融当局が特定金融機関の職員等から聴取し、又はこれらと打合せをした内容を記載した文書及び金融当局と部外者との対応を記載した文書である。以下、処分庁において不開示とされた理由ごとに不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条2号イ該当性について

別表1の番号37、番号40、番号44及び番号48の不開示部分には、金融当局の職員が聴取し又は打合せをした特定金融機関の役職員の姓及び役職並びに聴取等をした日時が記載されていると認められる。これらについては、上記(2)アと同様のおそれがあると認められるから、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

イ 法5条6号柱書き該当性について

別表1の番号35、番号42、番号46、番号47、番号49及び番号50の不開示部分には、本件不祥事件について金融当局が特定金融機関の役職員からの聴取内容等を記載した文書の作成日付（番号35、番号42、番号47）、金融当局から特定金融機関への伝達内容（番号46及び番号49）、特定金融機関から金融当局への報告内容（番号50）が記載されていることが認められる。

文書の作成日付については、上記(2)イ（ア）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

金融当局から特定金融機関への伝達内容については、これを公にすれば、本件不祥事件について、金融当局による着眼点や調査手法の一端をうかがい知ることができ、今後、同様の事案について、正確な事実の把握が困難となるなどして、金融機関の監督に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

特定金融機関からの報告内容については、これを公にすれば、金融当局において金融機関からの信頼を失い、今後、類似事案が発生した場合に、機微な情報が提供されなくなるなどして、正確な事実の把握が困難になるおそれがあると認められるから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

ウ 法5条1号及び2号イ該当性について

別表1の番号38及び番号51の不開示部分には、本件不祥事件の事故者の姓等（番号38）、本件不祥事件について金融当局に問い合わせた者の姓等、問合せ日時、問合せに係るやり取り及び金融当局が文書を作成した日付（番号51）が記載されていると認められる。

（ア）本件不祥事件の事故者の姓等並びに本件不祥事件について金融当局に問い合わせた者の姓等及び問合せ日時の部分について

当該部分は、単独で又は一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同条ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、上記不開示部分は、個人識別部分に該当するから、法6条2項による部分開示の余地はない。

（イ）金融当局が文書を作成した日時について

当該部分は、上記（2）イ（ア）と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

（ウ）金融当局への問合せに係るやり取りの部分について

当該部分は、これを公にすると、金融当局の本件不祥事件に関する対応の考え方等を推察され、金融機関の適切な監督が困難になるおそれがあると認められるから、同条6号柱書きに該当する。

（エ）したがって、上記（ア）の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であり、上記（イ）及び（ウ）の不開示部分は、同条1号及び2号イに必ずしも該当しないが、同条6号柱書きに該当し、不開示とすることは妥当である。

エ 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

別表1の番号36、番号41、番号43及び番号45の不開示部分には、本件不祥事件について、金融当局が把握した情報や各方面との対応の予定（番号36）、金融当局と特定金融機関との間の具体的な報告や対応方針の相談等（番号41、番号43及び番号45）が記載されていると認められる。

当該部分は、上記（2）エと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

オ 法5条1号、2号イ及び6号柱書き該当性について

別表1の番号39の不開示部分には、本件不祥事件についての金融当局と特定金融機関との間のやり取りの内容が記載されていると認められる。

当該部分は、上記（2）エと同様の理由により、法5条6号柱書き

に該当し、同条1号及び同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

3 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求は、特定年月以降に特定金融機関から金融当局に届出があった不祥事に関する文書の開示を求めるものであるところ、本件不祥事件以外の不祥事に関する文書（本件対象文書2）については、その存否を答えることは、本件特定機関に本件不祥事件以外の不祥事があった事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで検討するに、本件存否情報は、これを公にすることにより、特定金融機関に、明らかにされた事案の他にも不祥事が生起しており又は生起するのではないかとの憶測を呼び、これが拡散するおそれがあり、これによって特定金融機関の社会的信用を低下させ、他の金融機関との競争関係において不利益を被らせるおそれが生ずるなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する不開示情報の有無であるということが出来る。

したがって、本件対象文書2の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるから、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであり、原処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イ及び6号柱書きに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であり、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

特定年月以降に特定金融機関から届出があった不祥事に関する文書の全て及び、不祥事に関する事務所と特定金融機関等やりとりを記録した対応記録やメールの一切（特定金融機関の他、上部組織（財務局、金融庁）とのやりとり含む）

2 本件対象文書 1

文書 1 特定金融機関からの受領資料（令和 7 年 1 月 2 0 日付け金監督第 1 0 9 号において開示決定を行った行政文書を除く。）

文書 2 当局幹部資料・決裁資料

文書 3 当局作成資料（文書 2、文書 4 及び文書 5 を除く）

文書 4 特定財務局内及び金融庁とのメール等

文書 5 応接録

別表 1

番号	行政文書の名称	不開示とした部分	根拠条項	不開示とした理由
1	文書 1	全部	法 5 条 1 号	不開示とした部分には、事故者の氏名、生年月日及び役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
			法 5 条 2 号イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する情報や取引先の情報等の非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、当該金融機関や取引先の社会的地位を低下させるなど、当該金融機関や取引先の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されており、公表を予定されないことを前提に提出された情報が含まれている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今

				後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
2	文書 2	1 枚目の ①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、金融庁内部における報告・相談日や幹部の職位である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
3		1 枚目の ②	法 5 条 1 号	不開示とした部分には、理事長の年齢が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
4		1 枚目の ③	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金

				融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
		1 枚目の ④	法 5 条 1 号	不開示とした部分には、事故者の氏名、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
5			法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関における不祥事件に関して、公表されていない事故者の情報が記載されてお

				り、これを公にすることにより、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
6		2枚目の一部	法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関や他の法人の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタ

				リング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
7		3枚目の①	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告・相談日時である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
8		3枚目の一部（①以外）	法5条2号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権

				利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
9		4 枚目の ①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告・相談日や幹部の職位である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
10		4 枚目の 一部（① 以外）	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関や他の法人の対応方針といった内部管理に関する

				る非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な

				行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
1 1		5 枚目ないし 7 枚目の全部	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、最終的に決定された情報ではなく検討過程での未成熟な情報や、また、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測をまねき、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引するなど、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
1 2		8 枚目の ①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告・相談日や幹部の職位である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要

				な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
13		8枚目の一部（①以外）	法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関や他の法人の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関

				が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
14		9枚目の全部	法5条6号柱書き	不開示とした部分には、最終的に決定された情報ではなく検討過程での未成熟な情報や、また、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測をまねき、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引するなど、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
15		10枚目の① 26枚目の①	法5条6号柱書き	不開示とした部分には、行政当局における起案日、決裁日、文書番号が記載されており、当該情報を公にした場

		4 2 枚目の①		合、当該金融機関において公にしていない行政当局への届出のタイミングが推測されることになる。当該届出は、行政当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にした場合、当該法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。
1 6		1 1 枚目の① 2 7 枚目の①	法 5 条 2 号イ	不開示とした部分には、当該金融機関における文書発出日が記載されている。これを公にした場合、当該金融機関において公にしていない本不祥事件の発覚日や調査期間、行政当局への届出のタイミング等が推測されることにより、あらぬ風評被害を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
1 7		1 1 枚目の② 2 7 枚目の②	法 5 条 6 号柱書き	不開示とした部分には、行政当局における文書接受日、接受番号が記載されており、当該情報を公にした場合、当該金融機関において公にしていない行政当局への届出のタ

				イミングが推測されることになる。当該届出は、行政当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にした場合、当該法人が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては監督当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。
18		12枚目の① 16枚目の① 19枚目の① 21枚目ないし25枚目の全部 28枚目の① 32枚目の① 35枚目の① 37枚目ないし41枚目の全部	法5条1号	不開示とした部分には、事故者の氏名、年齢、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
19		12枚目の一部 (①以	法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関における具体的な不祥事件に係る発生要因や事

		外) 13枚目 ないし1 5枚目の 一部 16枚目 の 一 部 (① 以 外) 17枚目 及び18 枚目の一 部		後措置等、内部管理に属する 情報、当該金融機関による申 出内容等の公表されていない 情報が記載されており、当該 情報を公にした場合、当該金 融機関の内部管理態勢上の問 題点等についての憶測を招 き、その社会的地位を低下さ せるなど、当該金融機関の権 利、競争上の地位、その他の 正当な利益を害するおそれ あることから、不開示とし た。
		19枚目 の 一 部 (① 以 外) 20枚目 の一部 28枚目 の 一 部 (① 以 外) 29枚目 ないし3 1枚目の 一部 32枚目 の 一 部 (① 以 外) 33枚目 及び34 枚目の一 部 35枚目 の 一 部	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、不 祥事件の具体的な状況、事故 に係る内部調査の状況等の情 報も詳細に記述されており、 金融機関はこれらの情報が公 表されないとの前提で報告を 行っている。当局においては、金融機関から提出された 届出に基づき、金融機関との 信頼関係を保ちながら、事実 確認を行っているところであ るが、これを公にすることにな れば、金融機関が事実関係 の報告・届出等に対して非協 力的ないし消極的になり、そ の結果、監督上必要となる情 報を取得することが困難にな るなど、監督行政の適正な遂 行に支障が生じるおそれがあ るため、不開示とした。

		(① 以外) 3 6 枚目の一部		
2 0		4 3 枚目 ないし 6 6 枚目の 全部	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
2 1	文書 3	1 枚目の ①	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局への報告・相談日時・対応者といった特定の法人の公にされていない情報が記載されている。これを公にした場合、当該金融機関における調査時点や期間、対応者の職位等が明るみになり、そこから本不祥事件の重大性が推測されることにより、あらぬ風評被害を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
2 2		1 枚目の	法 5 条 1 号	不開示とした部分には、事

		②		故者の氏名、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
23		1 枚目の一部 (①、②以外) 2 枚目の一部	法 5 条 2 号イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

24		3枚目の ①	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、担当職員の内線番号が記載されている。職員の内線番号は一般に公にされている情報ではないため、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。
25		3枚目の 一部（① 以外）	法5条2号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひ

				いては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
26		12枚目の①	法5条1号	不開示とした部分には、事故者の氏名、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
27		12枚目の一部（①以外）	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
28		18枚目の一部 19枚目の全部 22枚目の一部 23枚目	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、行政当局におけるモニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されており、これを公にした場合、不祥事件が発生した際の行政手法や本不祥事件に係る

		の一部 26枚目 の一部		補足情報等の一部が明らかになることにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
29		25枚目 の一部	法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
30		30枚目	法5条6号	不開示とした部分には、確

		及び 3 1 枚目の全 部	柱書き	認過程での未成熟な情報や、 また、監督対応における考 え、モニタリング手法といっ た国の機関が行う事務に関す る情報が記載されている。当 該情報を公にすることにより、 国民の誤解や憶測をまねき、 不当に国民の間に混乱を生じ させるおそれがあり、また、 監督対応における具体的な考 えや判断基準、不祥事件が発 生した際の行政手法の一部が 明らかとなり、第三者による 不適切な行為を誘引するなど、 監督上必要な情報の収集が 困難になることで、監督行政 の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから、不開示 とした。
3 1	文書 4	1 枚目の 一部 2 0 枚目 及び 2 1 枚目の一 部（①② 以外） 2 3 枚目 ないし 2 5 枚目の 一部（① ②以外） 3 1 枚目 ないし 3 3 枚目の 一部（① ②以外） 3 4 枚目	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当 該金融機関の対応方針といっ た内部管理に関する非公開の 情報が記載されている。当該 情報を公にした場合、当該金 融機関の内部管理態勢上の問 題点等についての憶測を招 き、その社会的地位を低下さ せるなど、当該金融機関の権 利、競争上の地位、その他の 正当な利益を害するおそれ があることから、不開示とし た。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、行 政当局におけるモニタリング 手法といった国の機関が行う 事務に関する情報や当該金融 機関から行政当局に対する非

		の 一 部 （ ② 以 外） 3 7 枚目 ないし 4 0 枚目の 一部（① ②以外） 4 1 枚目 の 一 部 （ ② 以 外） 4 4 枚目 ないし 4 8 枚目の 一部（① ②以外） 5 1 枚目 ないし 5 5 枚目の 一部（① ②以外） 5 6 枚目 の 一 部 （ ② 以 外） 5 9 枚目 ないし 6 4 枚目の 一部（① ②以外） 6 5 枚目 の 一 部 （ ② 以 外）		公開の報告内容が記載されて いる。これらを公にした場 合、不祥事件が発生した際の 行政手法が明らかになること になる。また、当該報告は、 当局と当該金融機関との信賴 関係に基づき、当該金融機関 が誠実に報告を行うことによ り成り立っており、これを公 にすることにより、今後当該 金融機関が自らへの影響を懸 念して非協力的ないし消極的 な態度をとるおそれがある。 ひいては正確な事実の把握が 困難になるなど、今後の監督 事務の適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあることから、 不開示とした。
3 2		2 枚目及 び 3 枚目	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、担 当職員のメールアドレス、電

		の② 1 0 枚目 の② 2 0 枚目 ないし 2 5 枚目の ② 2 7 枚目 の② 3 1 枚目 ないし 3 4 枚目の ② 3 7 枚目 ないし 4 1 枚目の ② 4 4 枚目 ないし 4 8 枚目の ② 5 1 枚目 ないし 5 6 枚目の ② 5 9 枚目 ないし 6 5 枚目の ②		話番号（直通、内線）が記載されている。職員のメールアドレスや電話番号は一般に公にされている情報ではないため、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。
3 3		2 0 枚目 及び 2 1 枚目の① 2 3 枚目 ないし 2 5 枚目の ① 3 1 枚目	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告日時の非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予

		ないし 3 3 枚目の ① 3 7 枚目 ないし 4 0 枚目の ① 4 4 枚目 ないし 4 8 枚目の ① 5 1 枚目 ないし 5 5 枚目の ① 5 9 枚目 ないし 6 4 枚目の ①		測され、第三者による不適切 な行為を誘引したり、監督上 必要な情報の収集が困難にな ることで、監督行政の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ あることから、不開示とし た。
3 4		2 6 枚目 の全部 3 5 枚目 及び 3 6 枚目の全 部 4 2 枚目 及び 4 3 枚目の全 部 4 9 枚目 及び 5 0 枚目の全 部	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当 該金融機関の対応方針といっ た内部管理に関する非公開の 情報が記載されている。当該 情報を公にした場合、当該金 融機関の内部管理態勢上の問 題点等についての憶測を招 き、その社会的地位を低下さ せるなど、当該金融機関の権 利、競争上の地位、その他の 正当な利益を害するおそれ あることから、不開示とし た。
		5 7 枚目 及び 5 8 枚目の全 部	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、行 政当局におけるモニタリング 手法といった国の機関が行う 事務に関する情報や当該金融 機関から行政当局に対する非

		6 6 枚目 ないし 6 8 枚目の 全部		公開の報告内容が記載されている。これらを公にした場合、不祥事件が発生した際の行政手法や本不祥事件に係る補足情報等の一部が明らかになることになる。また、当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがある。ひいては正確な事実の把握が困難になるなど、今後の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
3 5	文書 5	1 枚目の ①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告・相談日である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
3 6		1 枚目な いし 3 枚 目の②	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の

		4 枚目の ②		情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
37		1 枚目の ③	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局への報告・相談日時・対応者といった特定の法人の公にされていない情報が記載されている。これを公にした場合、当該金融機関における調査時点や期間、対応者の職位等が明るみになり、そこから本不祥事件の重大性が推測されるこ

				とにより、あらぬ風評被害を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
38		2枚目及び3枚目の④	法5条1号	不開示とした部分には、事故者の氏名、年齢、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
			法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関における不祥事件に関して、公表されていない事故者の情報が記載されており、これを公にすることにより、当該金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。
39		4枚目⑤	法5条1号	不開示とした部分には、事故者の氏名、年齢、役職等が記載されている。当該情報は個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。
			法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金

				融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になる

				ことで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
4 0		5 枚目の ① 8 枚目の ①	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局への報告・相談日時・対応者といった特定の法人の公にされていない情報が記載されている。これを公にした場合、当該金融機関における調査時点や期間、対応者の職位等が明るみになり、そこから本不祥事件の重大性が推測されることにより、あらぬ風評被害を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
4 1		5 枚目の ② 8 枚目の ②	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関や他の法人の対応方針といった内部管理に関する非公開の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、当該金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当

				局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
4 2		6 枚目の ① 1 5 枚目の①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、金融庁内部における報告・相談日時である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
4 3		6 枚目の ② 7 枚目の一部 1 5 枚目の② 1 6 枚目 及び 1 7 枚目の全	法 5 条 2 号 イ	不開示とした部分には、当該金融機関や他の法人の対応方針といった内部管理に関する非公表の情報やその他金融機関の経営・内部管理に関する非公表の情報が記載されている。当該情報を公にした場合、金融機関の内部管理態勢上の問題点等についての憶測

		部 18枚目 の一部		を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、当該金融機関及びその他の法人から行政当局に対する非公開の報告内容が記載されている。当該報告は、当局と金融機関との信頼関係に基づき、金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、行政当局におけるモニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されており、これを公にした場合、不祥事件が発生した際の行政手法や本不祥事件に係る補足情報等の一部が明らかになることにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
	44	10枚目	法5条2号	不開示とした部分には、当

				することにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
			法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、行政当局におけるモニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されており、これを公にした場合、不祥事件が発生した際の行政手法や本不祥事件に係る補足情報等の一部が明らかになることにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
4 6		2 1 枚目の一部	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、行政当局におけるモニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されており、これを公にした場合、不祥事件が発生した際の行政手法や本不祥事件に係る補足情報等の一部が明らかになることにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
4 7		2 4 枚目の①	法 5 条 6 号 柱書き	不開示とした部分には、財務局内部における報告・相談

		25枚目の①		日時である非公表の情報やそれを推認できる情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、意思決定に至るまでの監督対応に関する情報が明らかとなり、当庁の監督手法が予測され、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
48		24枚目の② 25枚目の③	法5条2号イ	不開示とした部分には、当該金融機関から行政当局への報告・相談日時・対応者といった特定の法人の公にされていない情報が記載されている。これを公にした場合、当該金融機関における調査時点や期間、対応者の職位等が明るみになり、そこから本不祥事件の重大性が推測されることにより、あらぬ風評被害を招き、その社会的地位を低下させるなど、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示とした。
49		20枚目の③ 24枚目の③	法5条6号柱書き	不開示とした部分には、監督対応における考え、モニタリング手法といった国の機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該情報を公にすることにより、監督対応における具体的な考えや判断

				基準、不祥事件が発生した際の行政手法の一部が明らかとなり、第三者による不適切な行為を誘引したり、監督上必要な情報の収集が困難になることで、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
50		25枚目の②	法5条6号 柱書き	不開示とした部分には、公表を予定されないことを前提に報告された情報が含まれている。当該報告は、当局と当該金融機関との信頼関係に基づき、当該金融機関が誠実に報告を行うことにより成り立っており、これを公にすることにより、今後当該金融機関が自らへの影響を懸念して非協力的ないし消極的な態度をとるおそれがあり、ひいては行政当局として正確な事実の把握が困難になるなど、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。
51		26枚目及び27枚目の一部	法5条第1号 法5条第2号イ	不開示とした部分には、特定個人の氏名、特定会社名及びその所属部署が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報であるため、当該情報は法5条1号に該当し、不開示とした。また、不開示とした部分には、特定会社からの問い合わせ

				せ、それに対する当局の回答等、特定法人の業務等に関する情報が記載されている。これらの情報は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該情報は法5条2号イに該当し、不開示とした。
5 2	本件対象 文書2		法5条第2号イ 法5条6号 柱書き 法8条	本件は、特定年月以降に特定金融機関から届出があった不祥事に関する文書等について開示を求めるものである。 本件対象文書2の存否の情報を明らかにすると、金融機関における不祥事件の有無を公にすることとなる。 一般に、金融機関における不祥事件の有無については、これを公にすることにより、金融機関の事務管理の問題点や経営状態についての憶測を招き、金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。 また、金融監督当局においては、金融機関から提出された届出や報告に基づき、金融機関との一定の信頼関係を保ちながら、事実確認を行っているところである。金融機関における不祥事件の有無を公にすることになれば、当該金融機関が事実関係の報告・届出等に対して非協力的ないし

				消極的な態度をとるおそれがある。これにより、金融監督当局として必要とする正確な事実の把握が困難になるなど、金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きの不開示情報に該当する。 したがって、既に不祥事件の存在が公表されている上記以外の本件対象文書２の存否を答えるだけで、法５条２号イ及び法５条６号柱書きの不開示情報を開示することとなる上、金融監督事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があるため、法８条の規定に基づき、本件対象文書２の存否を明らかにせず不開示とした。
--	--	--	--	---

別表 2

番号	行政文書の名称	不開示とされた部分	開示相当部分	開示相当とした理由
4	文書 2	1 枚目の③	「事故概要」欄の 1 行目の右から 1 文字目～ 4 文字目、同欄の 3 行目の右から 5 文字目～ 1 2 文字目	左記の各部分は、いずれも本件公表により既に公にされている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、いずれも当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易に区分することができるから、法 6 条 1 項本文により、開示しなければならない。
1 0	文書 2	4 枚目の一部（①以外）	表題部分以降の 2 行目	左記部分は、本件公表により既に公にされている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易

				に区分することができるから、法6条1項本文により、開示しなければならない。
13	文書2	8枚目の一部（①以外）	表題部分以降の2行目	左記部分は、本件公表により既に公にされている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易に区分することができるから、法6条1項本文により、開示しなければならない。
25	文書3	3枚目の一部（①以外）	下から12行目のうち、「資金繰り支援のため、」の直後部分、下から11行目の左から1文字目、下から7行目の左から27文字目～31文字目	左記の各部分は、本件公表により既に公にされている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえない。

				そして、当該部分は容易に区分することができるから、法6条1項本文により、開示しなければならない。
27	文書3	12枚目の一部（①以外）	「【事案①】」から「【事案③】」までの各「発覚日」欄の年月日のうち、年部分、「【事案①】」の「事故概要」欄2行目の左から17文字目～19文字目	左記の各部分は、本件公表によりすでに公表されている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易に区分することができるから、法6条1項本文により、開示しなければならない。
31	文書4	1枚目の一部 20枚目及び21枚目の一部（①②以外） 23枚目ないし25枚目の一部（①②以外） 31枚目な	20枚目の下から3行目の「Subject」部分のうち末尾の1文字目～5文字目、21枚目の2行目のうち26文字目～48文字目、24枚目の下から11行目の「Subject」部分	左記の各部分は、いずれも文書4の中で既に明らかになっている情報であり、これを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがある

	いし 3 3 枚 目 の 一 部 (① ② 以 外) 3 4 枚目の 一部 (②以 外) 3 7 枚目な いし 4 0 枚 目 の 一 部 (① ② 以 外) 4 1 枚目の 一部 (②以 外) 4 4 枚目な いし 4 8 枚 目 の 一 部 (① ② 以 外) 5 1 枚目な いし 5 5 枚 目 の 一 部 (① ② 以 外) 5 6 枚目の 一部 (②以 外) 5 9 枚目な いし 6 4 枚 目 の 一 部 (① ② 以 外) 6 5 枚目の 一部 (②以 外)	のうち末尾の 1 文字目～5 文字 目、同下から 7 行目のうち 2 6 文字目から 4 8 文字目まで、3 3 枚目の上から 1 5 行 目 の 「Subject」部分 のうち末尾の 1 文字目～5 文字 目、同上から 1 9 行目のうち 2 6 文字目～4 8 文字目、4 0 枚 目の上から 4 行 目の「Subject」 部分のうち末尾 の 1 文字目～5 文字目、同上か ら 8 行目のうち 2 6 文字目～4 8 文字目、4 7 枚目の下から 9 行 目 の 「Subject」部分 のうち末尾の 1 文字目～5 文字 目、同下から 5 行目のうち 2 6 文字目～4 8 文 字目、5 5 枚目 の上から 2 0 行 目の「Subject」 部分のうち末尾 の 1 文字目～5 文字目、同上か	とはいえない。そし て、当該部分は容易 に区分することがで き、また有意性がな いともいえないか ら、法 6 条 1 項本文 により、開示しなけ ればならない。
--	--	--	---

			ら 2 4 行目のうち 2 6 文字目～4 8 文字目、6 4 枚目の上から 9 行目の「Subject」部分のうち末尾の 1 文字目～5 文字目、同上から 1 3 行目のうち 2 6 文字目～4 8 文字目	
3 6	文書 5	1 枚目ないし 3 枚目の② 4 枚目の②	1 枚目の「1 発覚の端緒～現在までの経緯」中、左欄の第 1 段目の日付のうち月部分、3 枚目の上から 1 5 行目	左記部分は、本件公表により既に公にされている情報であって、原処分時点でこれを公にしたからといって、当該金融機関の権利、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれや、監督行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易に区分することができ、また有意性がないともいえないから、法 6 条 1 項本文により、開示しなければならない。
3 8	文書 5	2 枚目及び 3 枚目の④	3 枚目の上から 1 1 行目の左から 6 文字目～1 7 文字目	左記の各部分は、特定の個人を識別することができる情報には当たらず、また当該金融機関の権

				利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。そして、当該部分は容易に区分することができ、また有意性がないともいえないから、法6条1項本文により、開示しなければならない。
--	--	--	--	--